

議案第 1 2 号

匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年匝瑳市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第2項中「3歳に満たない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「第2項中「3歳に満たない子(民法(明治29年法律第

89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」を「及び第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第16条第1項中「定める者」の次に「(以下「配偶者等」という。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(看護についての申出があった場合における措置等)

第20条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の看護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、規則で定めるところにより、当該職員に対して、看護休暇に関する制度、仕事と看護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置(以下「看護両立支援制度等」という。)その他の規則で定める事項を知らせるとともに、看護休暇の承認の請求及び看護両立支援制度等の利用に係る申出(以下「看護両立支援制度等申出」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、規則で定めるところにより、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条の3 任命権者は、看護休暇の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する看護休暇に係る研修の実施
- (2) 看護休暇に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める看護休暇に係る勤務環境の整備に関する措置

2 任命権者は、看護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する看護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 看護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める看護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において改正後の匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第2項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による子（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）を養育するためにする請求をしようとする職員（新条例第1条に規定する職員をいう。）は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

匠瑤市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

る職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

ところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員
の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、1月
について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する
勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者
を看護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の
始期に達するまでの子

職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午
前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子
を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当
該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2
項中「3歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1
項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成
立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係
属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭
和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第
2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準
ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員が、
規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の
始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」
とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下
「要看護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要看護者
を看護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日
の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業

3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者
を看護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の
始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項
の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成
立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係
属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法
（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の
4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これ
らに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある
職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午
前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において常態として当該子
を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当
該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び
第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子

のある職員が、
規則で定めるところにより、当該子を養育」

とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下
「要看護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要看護者
を看護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日
の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業

務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

4 略

第9条の2～第15条 略

(看護休暇)

第16条 看護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第17条～第20条 略

（看護についての申出があった場合における措置等）

第20条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の看護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、規則で定めるところにより、当該職員に対して、看護休暇に関する制度、仕事と看護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下「看護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、看護休暇の承認の請求及び看護両立支援制度等の利用に係る申出（以下「看護両立支援制度等申出」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、規則で定めるところにより、前項に規定する事項を知らせなければならない。
（勤務環境の整備に関する措置）

第20条の3 任命権者は、看護休暇の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する看護休暇に係る研修の実施

（2）看護休暇に関する相談体制の整備

（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める看護休暇に係る勤務環境の整備に関する措置

務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

第9条の2～第15条 略

(看護休暇)

第16条 看護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他規則で定める者（以下「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 略

第17条～第20条 略

2 任命権者は、看護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する看護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 看護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める看護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置